

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

【施策の概要】

高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。

また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

【主な取組状況】

《計画的な待機児童対策の推進》

- ◆ 高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応し、保育受入枠や多様な保育サービスの拡充を図るため、これまでもその時々の課題に対応した施策を計画にとりまとめ、効率的・効果的な待機児童対策を進めてきました。
 - ・平成 14（2002）年 2月 川崎市保育基本計画 策定
 - ・平成 23（2011）年 3月 第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン） 策定
 - ・平成 26（2014）年 2月 待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦 策定
 - ・平成 27（2015）年 3月 川崎市子ども・子育て支援事業計画（子どもの未来応援プラン）策定
- ◆ 本市の保育所待機児童数は、平成 25（2013）年 4 月時点で県内最多の 438 人でしたが、市役所・区役所において組織体制の抜本的な再編整備を行い、待機児童対策の様々な取組を一層強化したことにより、平成 27（2015）年 4 月に待機児童を解消し、その後は平成 28（2016）年 4 月に 6 人となったものの、平成 29（2017）年 4 月は再び解消しています。

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ◆ 認可保育所や小規模保育事業の新規整備では、市有地や県有地、国有地の活用を始め、民間活力の積極的な導入のため、鉄道事業者との連携や、民間の土地・建物の活用など、様々な整備手法に取り組んでおり、近年は、全市合計で毎年ほぼ 1,500 人以上の新たな定員拡大を図っています。
- ◆ 公募型の民間事業者活用型保育所整備においては、重点整備地域を指定し、施設整備費補助金や開所後の建物賃借料加算の増額など、保育事業者が保育所を整備しやすい制度の充実に努め、特に交通結節点の主要駅等を中心とした保育受入枠の確保を推進しています。
- ◆ 本市独自の認可外保育事業として、施設や職員配置に一定の基準を設けた川崎認定保育園では、平成 29（2017）年 4 月現在、全市合計で 4,360 人の児童を受け入れています。
- ◆ 待機児童対策において今後も川崎認定保育園を効果的に活用するため、特に支援を必要とする 0 歳から 2 歳までの児童の保育料補助については、児童 1 人あたり月額 5,000 円だった制度を見直し、平成 26（2014）年度から、補助金額を年齢と所得に応じて月額最大 2 万円に引き上げ、保護者

負担の軽減に取り組みました。

- ◆ 待機児童の解消を図るため、平成 29（2017）年度に「年度限定型保育事業」を実施しました。これは、運営開始初年度又は 2 年度目の開設間もない認可保育所で、4・5 歳児の受入れ児童数が少ない場合に、保育所の入所申込が保留となった 1・2 歳児を 1 年間限定で一時的に受け入れる事業で、平成 29（2017）年度は、合計 75 人の受入れを実施しました。
- ◆ 本市の働きかけにより、平成 26（2014）年 10 月に「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」を締結し、市境における共同整備保育所 2 か所を開設したほか、川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用など、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を推進しています。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 区役所においては、申請前段階からの説明会の実施や夜間・休日の相談など、きめ細やかな相談や、保育所入所保留となった申請者に対する丁寧なアフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等の適切なマッチングを図るなど、切れ目のない市民視点に立った取組を積極的に行っています。
- ◆ 保育所の利用申請や施設案内について、ガイドブックやガイドマップのほか、施設紹介動画や利用案内 DVD 等を作成し、市や区のホームページで閲覧可能とするなど、わかりやすい情報提供に努めています。

《保育士確保対策》

- ◆ 首都圏における保育所整備の推進に伴う深刻な保育士不足に対応するため、平成 26（2014）年度から「かながわ保育士・保育所支援センター」を県内自治体で共同運営し、保育士資格を持ちながら就労していない潜在保育士の再就職支援を行っています。
- ◆ 市内保育施設の人材確保をさらに積極的に支援するため、平成 28（2016）年度から、保育士確保対策事業の担当職員を配置し、就職相談会や保育所見学バスツアーなど、保育の仕事に関心を持つ方と市内の保育施設とのマッチング事業を活発に行っています。
- ◆ 将来を担う若者たちに保育の仕事の魅力を伝え、保育士を目指す若者を増やすための取組として、学生や中高生を対象としたキャリア講座などを積極的に推進しています。このほか、保育士試験直前対策講座など、保育士資格の取得を支援する事業も充実させています。
- ◆ 平成 28（2016）年度から、国の補助制度を活用した保育士修学資金等貸付事業を開始していますが、平成 28（2016）年度は県外の学生なども含む 43 人の学生が制度を活用して大学等を修了し、市内保育施設に就職するなど、新たな人材確保策として高い効果を発揮しています。
- ◆ 主に地方出身の保育従事者が、安心して市内保育施設で従事できるよう、平成 28（2016）年度から、国の補助スキームを活用し保育士宿舍借り上げ支援事業を開始しました。平成 28（2016）年度は市内保育士のうち 377 人が利用し、平成 29（2017）年度からは対象を拡大するなど、市内の保育所や認定こども園における人材確保策として、運営主体から高い評価を得ています。

《幼稚園における保育を必要とする子どもの受入れの推進》

- ◆ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園においては、これまでの私学助成制度の対象から、園の選択によって、施設型給付施設への移行など多様な幼児教育ニーズへの対応が可能となりました。こうした中で、幼児教育と保育の一体的な提供を進めるため、本市においても、幼稚園の認定こども園への移行を推進しており、平成 29（2017）年度で市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が2園の合計4園となりました。

＜「子ども・子育て支援新制度」施行後における幼稚園の選択肢＞

制度	類型	給付	所管	保育料	受入園児
子ども・子育て支援新制度	幼稚園	施設型給付 (川崎市)	川崎市	市が定める保育料 ^{注)}	1号
	幼保連携型認定こども園				1～3号
	幼稚園型認定こども園				
従来の制度	幼稚園	私学助成 (神奈川県)	神奈川県	園が定める保育料	(1号)

注) 市が定める保育料：保育料の他に、園によっては、その他の特定負担額、実費等がかかる場合があります。

＜「子ども・子育て支援新制度」における認定こども園の類型＞

類型	機能
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

- ◆ 多様な教育・保育ニーズに対応するため、私立幼稚園の在園児について、平日及び土曜日の預かりの長時間化（11 時間以上）開所や、夏休み期間等の長期休業期間の預かり通年化に対応するための取組として、「幼稚園型一時預かり事業」を進めています。こうした取組により、平成 29（2017）年 4 月時点で、11 か所の幼稚園と4か所の認定こども園で 11 時間以上の預かりを実施しています。

《多様な運営主体による保育の質の確保》

- ◆ 多様な運営主体による保育サービスを提供する中、認可・認可外を問わず、あらゆる市内保育施設で、子育て世代が安心して子どもを預け、子どもが質の高い保育の下で健やかに成長する環境を確保することが必要です。このため本市では、平成 26（2014）年4月から、全区において民営化の対象としない公立保育所を「新たな公立保育所」（区ごとにセンター園1か所、ランチ園2か所）として位置づけ、「地域の子ども・子育て支援」のほか、「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の機能を強化して、民間保育所等との連携を深めながら、市内全体の保育の質の維持・向上に向けた取組を開始しました。
- ◆ 人材育成計画に基づく体系的な研修をはじめ、保育の現場を活用した「公開保育」、「事例検討研修」

の実施のほか、各区に配置した区保育総合支援担当の専門職による出前研修等を実施しています。また、平成 29（2017）年度から国が求めている「キャリアアップ研修」を踏まえ、神奈川県の実業を補完して、「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を行い、保育の質の向上を図っています。

- ◆ 平成 28（2016）年度から、「新たな公立保育所」のほか、各区役所に民間保育施設の総合的な支援を行うための組織を充実させて、長年、公立保育所の運営により培った豊富な経験と専門的な知識・技術を民間保育施設と共有しながら、質の高い保育の実施を支援し、保育従事者の育成をバックアップしています。
- ◆ 公募型による認可保育所等の新規整備においては、専門的見地から応募法人の適格性を審査するため、有識者による選定委員会を開催して設置・運営法人を選定するとともに、運営開始後においても、適切な指導監督を行い、保育の質の維持・向上に努めています。
- ◆ 市内の認可保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業においては、川崎市医師会の協力のもと、嘱託医による法定以上の回数の健康診断を着実に推進・実施してきました。
- ◆ 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業においては、安全な保育の推進のため、必要に応じて国の基準を上回る職員配置を求め、国の処遇改善等加算の制度を活用し、職員の処遇改善に必要な給付を着実に行ってきました。
- ◆ 本市が国の基準を上回って配置している職員に対しては、国の処遇改善の制度は適用されませんが、本市では国基準による配置職員と同様の処遇改善に必要な給付を実施してきました。
- ◆ 「福祉サービス第三者評価」の受審の促進を図り、利用者への情報提供を行うとともに、保育の質の向上に向けた自主的な取組を支援してきました。また、平成 29（2017）年度から地域型保育事業も受審できるよう拡充を行ってきました。

《多様な保育サービスの充実》

- ◆ 本市では、昭和 58（1983）年度から延長保育事業を開始し、平成 14（2002）年度からは 20 時までの長時間延長保育を実施しています。

＜過去5年間の延長保育の実施状況（各年度とも4月1日の実施か所数）＞

	平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度
30分延長	/			50	46
1時間延長	80	74	69	15	14
2時間延長	123	147	172	208	237

※平成 27（2015）年度から公営保育園は延長時間 30 分に変更

※平成 27（2015）年度以降は認定こども園を含む

- ◆ 保護者のパートタイム就労や急病、育児疲れ等によるリフレッシュなどのため、平成 8（1996）年度から、一時保育事業を開始しており、平成 29（2017）年 4 月現在で、市内 70 か所の認可保育所と 1 か所の認定こども園において実施しています。
- ◆ 日曜や休日の保護者の就労等により家庭で保育できない場合への対応として、平成 16（2004）年度から、認可保育所に平日入所している子どもに対して休日保育事業を実施し、平成 29（2017）年 4 月現在、市内 6 か所で実施しています。

＜過去5年間の一時、休日保育の実施状況（各年度での実施か所数）＞

	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
一時保育	43	50	55	62	70
休日保育	6	6	6	6	6

※平成 27（2015）年度以降は認定こども園を含む

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 本市では、すべての保育所で、集団生活が可能と認められる場合には、障害を持つ子どもを受け入れることを基本としており、保育体制の充実に努めてきました。
- ◆ 公立保育所の子どもを対象に実施していた障害を持つ子どもに対する心理学的な相談支援（発達相談・巡回相談事業）体制を強化し、平成 25（2013）年度からは民間保育所の児童も対象とするなど、発達障害等が疑われる子どもへの対応や支援の充実に努めました。
- ◆ 平成 26（2014）年 4 月から「新たな公立保育所」の「地域の子ども・子育て支援」の機能として、公立保育所の集団保育の環境等を有効活用しながら、発達が気になる子ども等を持つ保護者への適切な助言等を行ってきました。
- ◆ 本市では、平成 28（2016）年度から、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団生活が可能と診断され、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会で集団生活が可能と判断された場合には、「新たな公立保育所」のセンター園（各区 1 か所）で受け入れを開始し、平成 29（2017）年 4 月現在で合計 6 人の子どもを受け入れています。
- ◆ 市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に対しても、統合保育に係る調査研究及び教育実践に必要な経費を助成するとともに、幼児教育相談員の巡回による各園の教職員への助言、支援等を行ってきました。

《公立保育所の民営化・民設化の推進と老朽化対策の取組》

- ◆ 平成 17（2005）年度から公立保育所（民営化実施前 81 か所 88 園）の民営化を開始し、平成 29（2017）年 4 月時点で 44 か所 48 園の民営化を実施し、延長保育の拡大などの保育サービスの向上を図りました。仮に、民営化を実施した 44 か所の保育所が現在も公立保育所であった場合、本市はさらに年間約 18～19 億円の財源が必要になります。
- ◆ 民営化した施設のうち指定管理者制度を導入した公設民営保育所（14 か所 15 園）について、平成 29（2017）年 4 月までに 11 か所 12 園の民設民営化を実施しました。
- ◆ 市内の保育施設が急速に増加する中、民間保育所や認可外保育施設などに対し、各種連携会議や研修の実施による「保育の質の維持・向上」に向けた取組を行うとともに、在宅での子育て支援に対し、公立保育所が地域の拠点となり、関係機関との連携を図りながら専門的な支援を展開するために必要な設備を備えた施設が必要なことから、老朽化した大島・大島乳児保育園、生田・生田乳児保育園、中原保育園、古川保育園について、再整備の取組を進めました。

《多様な主体・手法による本市独自の保育施策の推進》

- ◆ 認可外保育施設に対しては、本市独自の基準を定め、これを満たす施設に対して運営費を助成する

ことにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきました。

- ◆ 認可外保育事業については、平成 25（2013）年 1 月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、複数あった本市の独自制度について一元化を図り、本市が定める基準を満たした「川崎認定保育園」の制度へと再編を進めました。
- ◆ 認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境が確保されるよう、指導體制を強化し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の充実を図りました。
- ◆ 川崎市医師会との協働によって、保護者の就労等により保育を必要とする児童が、病気の回復期にあるものの集団保育が困難な期間において、保護者に代わって児童を一時的に保育する病後児保育事業を平成 7（1995）年度から実施しています。また、平成 26（2014）年度からは、病気の回復期に至らず、当面症状の急変が認められない児童を一時的に保育する病児保育事業を開始し、平成 29（2017）年度には、各区 1 か所に病児・病後児保育施設を設置しています。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 本市では、平成 21（2009）年度末に市立幼稚園を廃止しており、私立幼稚園が各園の教育方針に基づいて、特色ある教育を実践し、幼稚園での教育を全面的に担ってきました。
- ◆ 幼稚園は、地域に根付いた教育施設として長年にわたり運営してきた実績を持っています。そして、子ども一人ひとりの発達に応じ、環境を通して生きる力の基礎を育むとともに、小学校教育へ円滑につなげる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支える重要な役割を果たしてきました。
- ◆ 市内の私立幼稚園の運営や、川崎市幼稚園協会の活動に対する助成制度により、特別な支援を必要とする子どもの受入れ、預かり保育の充実、園庭開放や子育てセミナーの開催などの子育て支援事業の促進を図り、総合的な幼児教育の振興を図ってきました。
- ◆ 平成 28（2016）、29（2017）年度の国の幼児教育段階的無償化の動きに合わせて、私立幼稚園保育料等補助により、ひとり親世帯や低所得世帯に対する経済的負担の軽減を図ってきました。
- ◆ 幼稚園、認定こども園、保育所から小学校への円滑な接続を行うため、幼保小連携事業を推進してきました。

《保育料の改定と収納対策の強化》

- ◆ 保育所、家庭保育福祉員、おなかま保育室の利用者負担額（保育料）は、学識経験者等で組織する検討委員会の報告を受け、受益者から応分の負担を求めするため、平成 24（2012）～平成 26（2014）年度にかけて、保護者負担割合を国基準保育料の概ね 66.4% から 75% 程度とする等の内容を盛り込んだ改定を段階的に実施しました。
- ◆ 平成 28（2016）年度には、平成 26（2014）年度までの改定の趣旨をさらに反映するため、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の保育料について、第 2 子保育料を全階層において第 1 子の 50% に統一するとともに、満 3 歳以上児の階層間の差額を平準化しました。
- ◆ 認可保育所の保育料は、公営・民営いずれの場合も市が徴収します。認可保育所に入所していない家庭や家庭で子育てをする家庭、さらには子育て世帯以外の納税者との公平性を鑑み、平成 27（2015）年度から保育料の収納対策業務を強化しました。

- ◆ 収納対策業務においては、保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには、法令の規定による債権差押等の滞納処分も行い、平成28（2016）年度決算では、現年度分が約99.6%（政令指定都市中2位）、滞納繰越分が約34.7%（政令指定都市中4位）と収納率が向上しました。

【主な課題】

《多様な手法による保育受入枠の拡大》

- ◆ 大規模集合住宅の開発等に伴う若い世帯の転入増や、共働き世帯の増加などにより、保育所等利用申請者数が伸び続けている状況の中でも、地域の保育需要に対応した受入枠の確保に取り組む必要があります。また、引き続き低年齢児の利用申請が多くなっており、受入枠の更なる拡大が課題となっています。
- ◆ 保育所整備における補助については、国の制度を活用し実施していますが、近年の建設コストの上昇や、首都圏を中心とした地価高騰等の影響に対応するため、本市においては、内部改修型の整備費や開所後の賃借料補助について増額しています。これらの費用については、依然として運営主体の負担が大きい状況にあることから、継続的な負担軽減を実施する必要があります。
- ◆ 「子ども・子育て支援新制度」で新たに創設された地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）については、0～2歳の受入れを行う事業であるため、3歳到達後の受け入れ先の確保が課題となっています。
- ◆ 本市の待機児童対策においては、今後も認可外保育事業である川崎認定保育園やおなかま保育室等の事業継続が必要です。一方で施設の安定的・効率的な運営のため、計画的な認可化及び小規模保育事業への移行の推進が課題です。
- ◆ 年度限定型保育事業は、子どもの保育の継続性の観点から課題がある一方で、待機児童対策としての緊急的な施策として活用しなければならない状況にあります。

《保育士確保対策の更なる強化》

- ◆ 安心して子どもを預けられる環境を整えるためには、施設の整備だけでなく、保育を支える人材の確保と育成を進め、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要です。しかしながら、近年、首都圏の全域で保育需要の高い伸びがみられる中、域内のみで人材の確保及び育成を図ることが難しくなっています。そのため、広く全国の学生や潜在保育士などに、保育士として働く街・暮らす街としての本市の魅力を伝えて誘致を図るとともに、労働環境の更なる改善を図り、職場への定着を促進していく必要があります。

《幼稚園における保育を必要とする子どもの受入れ》

- ◆ 幼児教育の重要性が高まる中、保護者の就労状況等に関わりなく、「教育と保育」に関する多様なニーズに対応するため、1号認定から3号認定のすべての子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する認定こども園が、その受け皿として期待されています。このため、本市では引き続き、既存施設から認定こども園への移行を支援することが必要です。
- ◆ 幼稚園から認定こども園への移行にあたり、施設では新たに保育を必要とする子どもを受け入れる

ための整備が必要となります。また、移行にあたっては、保育を必要とする子どもの需要が高い地区とのマッチング等の調整が必要です。

- ◆ 多様な教育・保育ニーズに対応するため、市内私立幼稚園において広がりつつある幼稚園型一時預かり事業については、特に実施体制の長時間化（11時間以上）や通年化（長期休業日等の実施）、2歳児の受入れなど、今後も更なる充実が期待されており、認定こども園への移行とともに、今後も充実した支援策が必要です。

《多様な運営主体による保育の質の確保》

- ◆ 「子ども・子育て支援新制度」においては、認可保育所に加え、新たに地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が創設されたことから、本市に参入する事業者がますます多様化しているため、保育の質の維持・向上に向けて、これまで以上に民間事業者への支援を充実していく必要があります。
- ◆ 「新たな公立保育所」においては、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」、「公・民保育所人材育成」の取組を中心に今後も強化していく必要があるほか、特別な支援を必要とする子どもへの積極的な支援、民間保育所との更なる連携の強化も必要です。
- ◆ 平成29(2017)年度から開始された国の新たな処遇改善加算のうち処遇改善等加算Ⅱについては、国の制度上、副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーなどとして給付対象となる人数が限定されている仕組みです。今後、施設の実際の職員構成により柔軟な対応ができるようにするなど、処遇改善の更なる充実が求められています。
- ◆ 認可保育所や地域型保育事業の職員への処遇改善は、保育の質の確保や保育士の確保・離職防止の観点から大変重要です。このため、処遇改善加算等の給付費は、確実に保育従事者への給与に反映されていることが重要です。

《多様な保育サービスの提供》

- ◆ 本市では、民間保育所の新設、公立保育所の民営化等に併せて、長時間延長保育や一時保育、休日保育等の各事業を推進してきましたが、多様な保育に対するニーズはさらに細分化・複雑化しており、特に一時保育については、地域や時期等によってニーズが受入可能枠を超える状況も見受けられるため、きめ細やかな対応とより一層の拡大が期待されています。
- ◆ 休日保育事業については、地域によって利用ニーズにばらつきがあること等から、地域ごとの利用状況や利用ニーズに見合ったサービスが提供できるよう、状況の分析が必要です。

《特別な支援を必要とする子どもへの更なる対応》

- ◆ 近年、発達障害が疑われる子どもが増加しており、保育所等に通っている子どもに対しては、小学校への円滑な接続を視野に入れた早い段階からの保護者との連携や、子どもの特性に応じた保育の提供が求められています。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが保育を必要とする場合、現在は民間保育所での受入れは困難なため、一定の条件のもと「新たな公立保育所」のセンター園でのみ受入れが可能です。このため、今後ニーズが拡大した場合の受け皿の確保が課題です。

《民営化・民設化の推進》

- ◆ 「新たな公立保育所」以外の公立保育所については、平成 33（2021）年 4 月までに民営化を完了することとしていますが、民営化手法の決定していない保育所は、周辺地域の将来的な保育需要が不透明であったり、近隣に仮設園舎の建設候補地が見つからない等の課題があります。
- ◆ 公立保育所の指定管理者制度導入園（公設民営）については、平成 31（2019）年度までに民設民営化を完了することとしており、利用者の理解を得ながら取組を進めていくことが必要です。

《新たな公立保育所が果たすべき役割》

- ◆ 待機児童対策の推進に伴い、「保育の質の維持・向上」と「地域子育て支援」の充実が必要になっていることを踏まえ、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」及び「公・民保育所の人材育成」の機能強化が必要であり、その実現を目指した取組が求められていますが、その一方で、施設の狭隘や老朽化が進んでおり、その対策が喫緊の課題となっています。

《民間保育所の老朽化》

- ◆ 民間保育所は、今後も公立保育所とともに本市保育事業を支える重要な施設ですが、建築後 40～50 年を経過する等老朽化が進み、建て替えや大規模修繕が必要な施設が多くなっています。このため新規整備とともに民間保育所の老朽化への対応策が求められています。

《多様な主体・手法による保育施策の効率的な推進》

- ◆ 認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境を確保するため、引き続き、指導體制を確保し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の実施が必要です。
- ◆ 認可保育所等だけでなく、認可外保育施設においても、保育従事者の確保が厳しさを増しています。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 本市の 3～5 歳の子どもの約 5 割以上は幼稚園を利用しており、今後、幼稚園や認定こども園においても、引き続き子どもたちへの質の高い幼児教育の提供を行うため、教職員の確保や特別な支援を必要とする子どもの受入れに対する支援が必要です。
- ◆ 子ども一人ひとりが安心して就学を迎え、実り多い学校教育を受けられるよう、幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関が連携して就学前後の子どもへの支援を行うことによって、子どもの学びの連続性を確保することが重要です。

《保育料収納率の更なる向上》

- ◆ 保育サービスの受給者が公平に応分の負担を担うよう、収納対策としてこれまで実施してきた電話催告や納付面談、滞納処分等、保育料収納率の更なる向上に向けた取組を進める必要があります。
- ◆ 保育料の収納率は、取組の強化により、現年度分も滞納繰越分も一定の成果をあげていますが、滞納繰越分については年月が経過することで徴収が困難になるため、取組の更なる強化が必要です。
- ◆ 国の幼児教育・保育の無償化については、一定の方向性が平成 29（2017）年 12 月に閣議決定されたものの、認可外保育施設利用者への対応が未定であるほか、地方の負担についても不明確な状況ですが、今後も国の制度設計を見守っていく必要があります。

【計画期間における方向性】

《多様な手法による保育受入枠の拡大》

- ◆ 武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田地区など大規模集合住宅の開発が活発な地域や、鉄道主要駅周辺地域を中心に、今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、国の「子育て安心プラン」（平成 29（2017）年 6 月）に基づき、新たに容積率緩和制度の活用や、都市公園法改正に伴う公園内での保育所整備についても検討し、引き続き多様な整備手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保していきます。
- ◆ 保育所整備費補助や賃借料補助については、地価・賃料の高騰など保育所の新規整備における都市部特有の課題として、制度の更なる充実や安定的な事業実施を図るよう、今後も国に対して働きかけを継続します。
- ◆ 保育所等の新規整備のほか、既存保育所の増築・分園化等も含めた定員枠の拡大や、年齢別定員（特に3歳児の受入枠）の変更、国の保育補助者雇上げ強化事業を活用した基準内での定員を超えた受入れを民間保育所に呼びかけるなどの取組を継続し、総合的な保育受入枠の確保に取り組みます。
- ◆ 認可外保育施設のうち、設備や運営の基準等が認可保育所や小規模保育事業の設置基準を満たすことができる施設については、事業者を積極的に支援し保育の質の向上を図りながら、円滑な認可保育所や小規模保育事業等への移行を促進します。
- ◆ 「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」（平成 26（2014）年）に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備に向けた検討を進めていきます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援の継続》

- ◆ 区役所において、利用申請前の段階から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を継続します。
- ◆ 引き続き、保育資源等の情報収集を行うとともに、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に努めます。

《保育士確保対策の更なる強化》

- ◆ 全国の保育士養成施設への働きかけ及び連携を強化し、保育士の確保を進めます。
- ◆ 保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士が多数いることを踏まえ、円滑な就職・復職を支援するための取組を進めます。
- ◆ 認可外施設を含む市内保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。
- ◆ 保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士修学資金貸付等事業など、国が主導する制度については、保育人材の確保を支援するその他の取組と効果的に連動させながら、積極的に活用します。

《幼稚園における保育ニーズへの対応の推進》

- ◆ 多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めます。
- ◆ 認定こども園への移行にあたっては、幼保連携型認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、施設の個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。
- ◆ 幼稚園在園児を対象とした幼稚園型一時預かり事業については、平日及び土曜日の11時間以上（教育時間を含む）の預かりや、長期休業日等の預かりを実施する幼稚園の更なる増加、2歳児の預かり保育を促進できるよう、支援策の充実を検討します。
- ◆ 幼稚園の運営事業者が、新規に小規模保育事業（0～2歳児対象・定員19人以下）を開設することや、幼稚園を既存の小規模保育事業を連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園で受け入れる仕組みは、40人規模の認可保育所の整備と同様の効果があるため、今後はこうした手法を積極的に推進します。

《多様な主体による保育の質の確保》

- ◆ 多様な運営主体が事業を展開していく中で、保育の質の維持・向上に向けて、様々な機会を捉え実践的な知識や保育技術を公民で共有します。
- ◆ 将来的に保育士等の処遇改善加算の受給要件となる可能性があるキャリアアップ研修については、神奈川県が実施主体であるものの、より多くの市内対象者が早期に受講できるよう、当分の間、本市においても実施します。
- ◆ 処遇改善の更なる充実に向け、国に働きかけを行うとともに、給付額が着実に保育士等に行き渡るよう、施設や法人への運営指導を強化します。
- ◆ 地域型保育事業については、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設（連携施設）を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。
- ◆ 新たな公立保育所については、今後、「（仮称）保育・子育て総合支援センター」として、これまでの取組を強化しながら、民間保育所支援策の量的・質的な拡充と、民間保育所機能との更なる連携の強化に向けた検討を進めます。

《多様な保育サービスの提供》

- ◆ 多様化する保育ニーズに的確に対応するため、新規に開設する民間保育所等の延長保育については、原則として20時までの実施を標準とします。
- ◆ 一時保育については、今後も積極的に実施施設の拡大を目指します。
- ◆ 休日保育については、ニーズの高い地域と時期を検証し、的確なサービス供給量の確保に努めます。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。
- ◆ 医療的ケアが必要な子どもが保育を必要とする場合、公立保育所のセンター園では、今後も一定の条件の下で受け入れを実施します。民間保育所での受け入れについては、専任の看護師の確保に対

する支援策の創設について、国への働きかけを強化します。

《公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応》

- ◆ 公立保育所の民営化については、各施設における適切な手法を見極めながら、平成33（2021）年4月の完了を目指し、取組を推進します。
- ◆ 公立保育所の指定管理者制度導入園（公設民営）については、引き続き民設民営化を進め、平成31（2019）年4月の完了に向けて取組を推進します。
- ◆ 「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図ります。
- ◆ 老朽化した民間保育所の建て替えや大規模修繕に関する効率的な支援策については、国の制度の活用など、その手法や資金調達の関係も含め、設置・運営法人と調整を図り、本市の持続可能な支援策を検討します。

《多様な主体・手法による保育施策の推進》

- ◆ 認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境が確保されるよう、引き続き、指導体制を確保し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施します。
- ◆ 川崎認定保育園など認可外保育施設を積極的に活用するため、事業者への支援や、保育従事者に対する処遇改善について、持続可能な支援策の検討を進めます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていけるよう、幼稚園のそれぞれの特色を活かした実績を踏まえ、引き続き充実した幼児教育を推進します。
- ◆ 特別な支援を必要とする子どもの受入れの推進など、幼稚園における特色ある教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に引き続き取り組みます。
- ◆ 国の基準を踏まえながら、教育職員の確保や安定雇用等、市としての運営水準の向上を図ります。
- ◆ 幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子ども同士の交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。

《保育料収納率の更なる向上に向けた取組》

- ◆ 保育料徴収業務においては、引き続き口座振替の促進を図るとともに、これまで実施してきた保育料収納率の向上に向けた取組をさらに強化します。
- ◆ 国の幼児教育・保育の無償化については、今後の国の制度設計を注視するとともに、近隣他都市と協力しながら、待機児童対策と整合のとれた制度となるよう、機会を捉えて、国への働きかけを行います。


【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (平成29(2017)年4月)	0人 (平成34(2022)年4月)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、4月の集計値
認可保育所等利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	8.1点 (平成29(2017)年度)	8.2点以上 (平成33(2021)年度)	「認可保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値

具体的な事業

- (1)待機児童対策事業 (2)認可保育所整備事業 (3)民間保育所運営事業 (4)公立保育所運営事業
(5)認可外保育施設支援事業 (6)幼児教育推進事業 (7)保育士確保対策事業 (8)保育料対策事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要																																
1	待機児童対策事業 (こども未来局：事業調整・待機児童対策担当)	当面の人口増に伴う就学前児童数の増加や、待機児童解消への期待感からの新たな保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。																																
	計画期間中の主な取組																																	
	<p>①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施</p> <p>各区役所・支所（9か所）において、保育所入所相談、コーディネート機能の充実を図り、保育所の利用を希望される方などへのきめ細やかな相談支援を実施します。</p> <p>【現状】窓口での相談支援 【H30(2018)以降】継続実施</p>																																	
	<p>◆保育所の概況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">保育所等の数 (か所)</th> <th colspan="3">利用児童数※ (人)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25(2013)年4月1日</td> <td>221</td> <td>19,399</td> <td>8,404</td> <td>10,995</td> </tr> <tr> <td>平成26(2014)年4月1日</td> <td>241</td> <td>20,930</td> <td>8,981</td> <td>11,949</td> </tr> <tr> <td>平成27(2015)年4月1日</td> <td>316</td> <td>23,033</td> <td>10,092</td> <td>12,941</td> </tr> <tr> <td>平成28(2016)年4月1日</td> <td>348</td> <td>25,022</td> <td>11,048</td> <td>13,974</td> </tr> <tr> <td>平成29(2017)年4月1日</td> <td>387</td> <td>26,999</td> <td>12,089</td> <td>14,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市内在住の児童数（他都市の委託児童を含む。）</p>			保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)			総数	3歳未満児	3歳以上児	平成25(2013)年4月1日	221	19,399	8,404	10,995	平成26(2014)年4月1日	241	20,930	8,981	11,949	平成27(2015)年4月1日	316	23,033	10,092	12,941	平成28(2016)年4月1日	348	25,022	11,048	13,974	平成29(2017)年4月1日	387	26,999	12,089
	保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)																																
		総数	3歳未満児	3歳以上児																														
平成25(2013)年4月1日	221	19,399	8,404	10,995																														
平成26(2014)年4月1日	241	20,930	8,981	11,949																														
平成27(2015)年4月1日	316	23,033	10,092	12,941																														
平成28(2016)年4月1日	348	25,022	11,048	13,974																														
平成29(2017)年4月1日	387	26,999	12,089	14,910																														
<p>②横浜市との協定に基づく待機児童対策の推進</p> <p>待機児童対策の連携協定に基づき2市間で開始した両市施設間の相互利用を促進します。また、両市の市境等の保育需要を相互に補完するため、認可保育所の共同整備の取組を推進します。</p> <p>・川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用</p> <p>【現状】協定に基づく相互利用の促進 【H30(2018)以降】協定に基づく相互利用の促進の継続</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">横浜保育室利用人数：現状（H29(2017)）29人⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p>																																		

	<p>▪ 横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備 【現状】2か所目の開所（横浜市鶴見区）（H29(2017)） 【H30(2018)以降】次の整備の検討</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p>認可保育所整備事業 (こども未来局：保育所整備課)</p>	<p>高まる保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等における保育受入枠の拡大を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
<p>①様々な手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大 認可保育所の新設整備等の多様な手法により保育受入枠を拡大することで、高まり続ける保育需要への対応を図ります。 【現状】定員数の確保に向けた整備等 【H30(2018)】H31(2019).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,350人増） <民有地等活用型> ・大師本町1丁目（60人）・井田杉山町7丁目（80人） <鉄道事業者活用型> ・東急新丸子駅周辺・東急溝の口駅周辺・東急二子新地駅周辺（各60人） <民間事業者活用型（1,350人）> <公立保育所民営化> ・小倉保育園跡地（定員25人増）・ごうじ保育園跡地（定員30人増） ・西高津保育園跡地（定員105人増）・南菅生保育園跡地（定員10人増） <既存保育所の定員枠の拡大（定員35人増）> <川崎認定保育園の認可化等（定員240人増）> <地域型保育事業による受入枠の確保（定員235人増）> 【H31(2019)】H32(2020).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,151人増） 【H32(2020)】H33(2021).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,127人増） 【H33(2021)】H34(2022).4の定員数の確保に向けた整備等（定員2,037人増） 定員数：現状（H29(2017).4）26,281人⇒（H34(2022).4）36,692人</p>		
		
<p>新設の認可保育所（中野島のはら保育園）</p>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	民間保育所運営事業 (こども未来局：保育課)	待機児童の解消と多様な保育の推進を図るため、増設される民間保育所・地域型保育事業等の適正な運営の確保に向けた支援及び指導を行います。
計画期間中の主な取組		
(3)	①民間保育所の運営支援 国及び市が定める子どものための教育・保育給付費並びにそれに準じた指定管理料等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営を確保します。 【現状】職員等の処遇改善及びキャリアアップの枠組みの構築 【H30(2018)以降】職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進	
	②民間保育所における受入枠の確保 保育需要の増加に対応するため、民設民営保育所の増設、公設民営保育所の民設化を進め、受入枠の確保を図っていきます。また、年度限定型保育事業や保育補助者雇上強化事業など、国の待機児童対策事業を積極的に活用しながら、既存保育所の更なる受入枠の拡大に取り組みます。 【現状】受入枠の確保に向けた取組の推進 【H30(2018)以降】受入枠の確保に向けた取組の継続 定員数：現状（H29(2017).4）21,150人⇒（H33(2021).4）30,720人	
	③地域型保育事業における受入枠の確保 子ども・子育て支援新制度により、平成27（2015）年度から新たな保育事業として位置づけられた地域型保育事業について、低年齢児の保育需要の増加に対応して受入枠の確保を推進します。 【現状】受入枠の確保に向けた取組の推進 【H30(2018)以降】受入枠の確保に向けた取組の継続 定員数：現状（H29(2017).4）706人⇒（H33(2021).4）1,500人	
	④一時保育実施数の拡大 保護者の週3日以内の就労・就学などで断続的に保育が困難となる世帯や、保護者の傷病などで緊急に保育が必要となる世帯の児童の一時的な保育を行います。 【現状】一時保育実施数の拡大 【H30(2018)以降】一時保育実施数の拡大 施設数：現状（H29(2017).4）70か所⇒（H33(2021).4）88か所	
	⑤延長保育の推進 保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施します。 【現状】延長保育事業の実施 月間実利用人数：現状（H28(2016)）8,552人 【H30(2018)以降】延長保育事業の継続実施	
	⑥公設民営保育所の民設化の推進 公設民営保育所の民設化の推進により保育の継続性を確保するとともに、運営の効率化を図ります。 【現状】H29(2017)までに11か所12園	

【H31(2019)】3か所3園民設化（民設化完了）

⑦「福祉サービス第三者評価」の推進

認可保育所における受審の更なる促進を図るとともに、地域型保育事業についても、評価の実施や結果の公表を促進します。

【現状】評価受診の促進

施設数：現状（H28(2016)）23園

【H30(2018)以降】評価受診の促進の継続

⑧障害児保育の推進

小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者や関係機関との連携の取組を推進するとともに、発達相談・巡回相談事業の積極的な活用を促進します。また、各区1か所のセンター園で医療的ケアを必要とする子どもの受入を実施します。

【現状】取組の実施

【H30(2018)以降】取組の継続実施

⑨夜間、年末保育事業、休日保育事業の推進

就労の多様化等に伴う保護者の保育ニーズに的確に対応する事業を推進します。

【現状】各事業の実施

【H30(2018)以降】各事業の継続実施



園庭での遊び

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	公立保育所運営事業 (こども未来局：運営管理課)	市内の保育施設における保育の質の維持・向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家族への支援機能を充実します。
	計画期間中の主な取組	
	①公立保育所の老朽化対策の実施 （仮称）保育・子育て総合支援センターの機能や役割を果たすため、老朽化した保育所の建替えを計画的に進めるとともに、様々な手法を検討しながら効率的な対策を推進します。 。大島・大島乳児保育園、生田・生田乳児保育園 【現状】基本・実施設計 【H30(2018)】工事着手 【H31(2019)】運営開始	

◦古川保育園、中原保育園

【現状】基本計画策定

【H30(2018)】基本・実施設計

【H31(2019)】工事着手

【H32(2020)】運営開始

◦藤崎保育園

【H30(2018)】基本計画策定

【H31(2019)】基本・実施設計

【H32(2020)】実施設計・工事着手

【H33(2021)】運営開始

②公立保育所の民営化の推進

すでに民営化時期を公表した施設の民営化を計画的に進めるとともに、今後、民営化を予定する公立保育所についても、平成 33（2021）年を目途に、適切な手法を見極めながら、民営化を進めます。

【現状】H29(2017)までに 44 か所・48 園を民営化

【H30(2018)】4か所・4園の民営化

【H31(2019)】4か所・4園の民営化

【H32(2020)】3か所・3園の民営化

【H33(2021)】5か所・6園の民営化（民営化完了）

③公民保育所職員研修の実施

初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえ、国のキャリアアップ研修も考慮に入れた体系的な研修計画に基づく各種研修等を実施します。

【現状】研修の実施

【H30(2018)以降】研修の継続実施

参加者数：現状（H28(2016)）2,332 人⇒（H33(2021)）4,500 人以上

④公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援

在宅における子育て世代の育児力向上に向けた地域子育て支援の充実を図るとともに、公立保育所の機能を活かした施設の利用支援、公民保育所間の交流の場づくりなどを行います。

【現状】育児相談などの支援の実施

【H30(2018)】育児相談などの支援の継続実施（H31(2019)以降継続）

【H31(2019)】大島・大島乳児保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行

【H32(2020)】中原保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行

⑤幼保小の連携の実施

幼稚園、保育園、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施します。

【現状】連携の実施

【H30(2018)以降】連携の継続

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	認可外保育施設支援事業 (こども未来局：保育課)	待機児童対策として、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①保護者への保育料補助の実施	川崎認定保育園に在園する児童の保護者に対して保育料の補助を実施します。 【現状】保護者への保育料補助の実施 【H30(2018)以降】保護者への保育料補助の継続実施 助成児童数：現状（H29(2017)）4,322人⇒（H33(2021)）3,956人
	②川崎認定保育園及びおななかま保育室の運営支援及び認可化の推進	認可保育所や小規模保育に移行する意欲のある認可外保育施設について、計画的に移行が図られるよう、改修費、移転費、運営費等の支援を行います。 【現状】児童の受入の促進 【H30(2018)以降】認可化移行支援の実施 両施設の受入児童数：現状（H29(2017)）4,477人⇒（H33(2021)）4,077人
	③病児・病後児保育事業の実施	病気や病気の治りかけで集団保育が困難な期間において、児童を一時的に預かり、児童の健康管理や看護を行うとともに、保護者の子育てと就労を支援します。 【現状】全区での整備完了 【H30(2018)以降】病児・病後児への保育の実施
④認可外保育施設への保育指導員の立入調査や巡回指導等	認可外保育施設の運営に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを「認可外保育施設指導監督基準」に沿って調査し、問題がある場合には改善を求める等、指導監督を行います。 【現状】取組の実施 【H30(2018)以降】取組の継続実施 指導監督実施施設の割合：現状（H28(2016)）100%⇒（H33(2021)）100%	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	幼児教育推進事業 (こども未来局：幼児教育担当)	質の高い幼児教育の推進を図るとともに、認定こども園への移行促進や幼稚園における一時預かり事業等を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①幼稚園型一時預かり事業の推進	幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後、長期休業日又はそれ以外の休業日に、保護者の希望により在園児等の保育を行います。 【現状】実施園数の拡大 【H30(2018)以降】実施園数の拡大

<p>実施園数：現状（H29(2017)）25園⇒（H33(2021)）33園</p>					
<p>②幼稚園から認定こども園への移行促進 多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、認定こども園への移行に向けての計画的な整備を進めます。 【現状】移行実施園数1園（H29(2017)認定こども園数4園） 【H30(2018)】移行実施園数3園（認定こども園数7園） 【H31(2019)】移行実施園数3園（認定こども園数10園） 【H32(2020)】移行実施園数3園（認定こども園数13園） 【H33(2021)】移行実施園数3園（認定こども園数16園） 認定こども園数：現状（H29(2017)）4園⇒（H33(2021)）16園</p>					
<p>③保護者への保育料等補助の実施 市内に住民登録しており、私学助成を受けている私立幼稚園（認可）に就園する3（満3歳を含む）・4・5歳児の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するために補助を実施します。 【現状】対象者への補助の実施 【H30(2018)以降】対象者への補助の継続実施 助成児童数：現状（H29(2017)）20,757人⇒（H33(2021)）15,137人</p>					
<p>④幼児教育相談の実施 特別な支援を必要とする子どもの受入れを促進するため、市に幼児教育相談員を配置し、巡回相談を実施することより、子ども・保護者・教職員の困り感を軽減し、より一層の幼児教育の充実を図ります。 【現状】巡回相談の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p>					
No	事務事業名(所管課)	事業概要			
(7)	<p>保育士確保対策事業 (こども未来局：事業調整・待機児童対策担当)</p>	<p>保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。</p>			
	<p>計画期間中の主な取組</p>				
	<p>① 「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進 神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同設置している同センターと連携を図り、保育所等での就労を希望する方と、保育所等とのマッチングを行うなど、保育人材の確保を促進します。 【現状】就職マッチング等の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">用語説明</th> <th style="text-align: center;">潜在保育士</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。潜在保育士の人数は、平成27（2015）年10月時点での厚生労働省の調査によるとおよそ76万人です。</p> </td> </tr> </table>		用語説明	潜在保育士	<p>保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。潜在保育士の人数は、平成27（2015）年10月時点での厚生労働省の調査によるとおよそ76万人です。</p>
用語説明	潜在保育士				
<p>保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。潜在保育士の人数は、平成27（2015）年10月時点での厚生労働省の調査によるとおよそ76万人です。</p>					
<p>②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施 保育士養成施設に通う学生や潜在保育士等を対象とした各種の相談会や体験事業、研修等の開催を</p>					

通じて、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組を実施します。

【現状】県外保育士養成施設への個別訪問の実施

【H30(2018)】

- ・県外保育士養成施設への個別訪問の拡充
- ・出張型就職相談会の実施（H31(2019)以降継続）

【H31(2019)以降】県外保育士養成施設への個別訪問の実施（H32(2020)以降継続）

参加者数：現状（H28(2016)）1,283人⇒（H33(2021)）2,700人以上

③保育士宿舎借り上げ支援事業の実施

保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所等運営法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部について補助を実施します。

【現状】認可保育所等を対象とした保育士宿舎借り上げ支援の実施

【H30(2018)以降】認可保育所等を対象とした保育士宿舎借り上げ支援の継続実施

補助対象人数：現状（H28(2016)）374人⇒（H33(2021)）1,216人

④保育士資格取得支援事業の実施

保育士養成課程の修了又は保育士試験の受験による資格取得を目指す方を支援するため、各種の保育士資格取得支援事業を実施します。

【現状】資格取得支援の実施

【H30(2018)】

- ・保育士試験による資格取得支援の継続（H31(2019)以降継続）
- ・学習費補助制度の拡充



保育士試験直前対策講座の様子

⑤保育士修学資金貸付等補助の実施

指定保育士養成施設で学ぶ学生に対して修学資金等の貸付を行うことで、修学の継続及び保育士資格の取得を支援し、卒業後、市内保育施設へ就職することを促す保育士修学資金貸付などの事業を実施します。

【現状】貸付等補助の実施

【H30(2018)以降】貸付等補助の継続実施

補助対象人数：現状（H29(2017)）63人⇒（H33(2021)）120人

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	保育料対策事業 (こども未来局：保育課)	保育料を滞納している世帯に対し、納付指導、督促を徹底するとともに、保育サービスの受益と負担の適正化に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①保育料収納対策の強化の実施</p> <p>滞納者に対して、迅速かつ着実に電話等による納付指導を行うとともに、長期滞納者に対する債権確保対策においては、受益と負担の適正化や他の納入者との公平性の観点から、法令の規定による滞納処分を積極的に実施するなど、収納率向上に向けた取組を強化・推進します。</p> <p>【現状】 収納率向上に向けた取組の推進</p> <p>【H30(2018)以降】 迅速かつ着実な電話等による納付指導、長期滞納者に対する滞納処分の強化</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 収納率：現状（H28(2016)）98.52%⇒（H33(2021)）99.18%以上 </p> <p>②国の子育て支援施策との連携</p> <p>これまで国が実施してきた、ひとり親世帯や低所得者等に配慮した保育料の減免制度について、今後も着実に実施します。また、国の幼児教育・保育の無償化の取組については、今後の国の制度設計を注視するとともに、近隣他都市と協力しながら、待機児童対策と整合のとれた制度となるよう、機会を捉えて、国への働きかけを行います。</p> <p>【現状】 取組の実施</p> <p>【H30(2018)以降】 取組の継続実施</p>	

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

【施策の概要】

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。

また、すべての子どもがいきいきと個性を發揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

【主な取組状況】

≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫

- ◆ 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく「キャリア在り方生き方教育」を平成 28(2016)年度から全校で実施しています。
- ◆ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの「分かる実感」を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究に取り組み、その成果を活かして全校での展開を図っています。
- ◆ 子どもたちの人権感覚や人権意識の向上、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解を図るため、情報交換や研修、補助教材・学習資料の作成・配布、講師派遣などを実施しています。
- ◆ 子どもたちの異文化理解と相互尊重を目指した学習の推進や、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成推進のため、外国人市民等の講師派遣や外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換などを実施しています。
- ◆ 児童生徒の定期健康診断を実施し、その結果に基づき、疾病の予防措置や治療の指示等を行うとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などの健康教育に取り組んでいます。
- ◆ 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、平成 29（2017）年中に市内すべての公立中学校において完全給食を実施しました。
- ◆ 学校では様々な場で情報を選択したり、適切に判断したりする情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育として、児童生徒の発達の段階に応じて、日常的なモラルを育むことやインターネットの特性について理解させること等を通して判断力の育成をしています。
- ◆ 定時制生徒の将来の自立に向け、市立川崎高等学校定時制及び高津高等学校定時制をモデル校として、カフェ形式による居場所づくりを中心とした取組や、就労支援に重点を置いた取組を実施しています。
- ◆ 学生や教員 OB などを教育活動サポーターとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行っています。また、小・中・特別支援学校における自然教室を実施しています。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 「第2期川崎市特別支援教育推進計画」（平成27（2015）年3月策定）に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援など特別支援教育を推進しています。
- ◆ 各学校において、豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止を図っています。
- ◆ 平成29（2017）年度には、すべての小学校において児童支援コーディネーターの専任化を完了し、教育的ニーズのある児童への支援体制の充実を図りました。
- ◆ 様々な課題を抱える子どもたちを取り巻く複雑な環境に働きかけるためには、専門性の高い支援の充実や関係機関との連携が必要です。そのため、各区・教育担当にスクールソーシャルワーカーを配置し、円滑な連携を図れるよう努めています。
- ◆ また、環境への働きかけと合わせて、子どもたちの思いをしっかりと受け止め、いじめや不登校などの課題に対応するために、すべての市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校、特別支援学校及び高等学校には学校巡回カウンセラーを派遣しています。
- ◆ 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を市内6か所で運営するとともに、「ゆうゆう広場」において子どもの諸活動に関わるボランティアの大学生・大学院生（メンタルフレンド）を募集・配置しています。また、既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級を運営しています。
- ◆ 日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるため、海外帰国・外国人児童生徒に対して教育相談を実施するとともに、日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援を実施しています。
- ◆ 経済的な理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用を支給しています。また、一定の成績要件及び所得要件に基づき、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対して高等学校奨学金を支給し、また同様の大学生に対して大学奨学金を無利子で貸与しています。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーを20名配置するとともに、踏切等の危険か所への地域交通安全員を配置するなど、登下校時の交通事故など地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進しています。また、学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育を推進しています。
- ◆ 幼少期から交通安全意識の醸成を図るため、幼稚園・保育園における交通安全歩行教室や小学校における歩行・自転車の安全な乗り方教室のほか、中学生・高校生を中心に、スクエアドストレート方式交通安全教室を開催するとともに、スクールゾーン対策として、通学路の電柱巻付表示やスクールゾーンの路面表示を補修・新設しています。

【主な課題】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ コミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感など「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子ども・若者の様々な課題が存在しており、子どもたちの社会的自立に向けて必要な能力と態度を、成長段階に応じて計画的・系統的に育てる教育が求められています。
- ◆ 市学習状況調査等の結果から、授業の理解度については、小・中学校ともに改善傾向が見られます。基礎的な知識及び技能や、それを活用する力など、確かな学力の育成のために子どもたちの学力を多面的に捉えながら、引き続き、きめ細やかな学習指導や分かりやすい授業づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 一人ひとりが尊厳をもって自分らしく生きられる社会を創造するためには、国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、あらゆる機会や場を通して、様々な人権問題に関する理解を深めることが必要であり、また、問題解決のための実践的な行動力などを育むことが求められています。
- ◆ 「かわさきパラムーブメント」が目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、計画的・系統的に行う必要があります。
- ◆ 偏った栄養摂取や朝食欠食等、食生活の乱れや肥満・痩身等の現代的な健康課題等に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子どもの心身の健康の保持・増進を図ることが重要となっています。
- ◆ ゲーム機やスマートフォン等のコミュニケーションツールが日々進歩し、子どもたちが気軽にSNSなどのインターネットを利用する今日では、情報モラル教育を一層推進していくことが求められています。
- ◆ 定時制の生徒は全日制の生徒に比べ、年齢構成が幅広く、生徒一人ひとりの抱えている課題が多様であるため、学校の教職員とも連携し、個々の生徒の性格や状況を把握しつつ、生徒からの相談にも気軽に応じながら学習支援や就労支援ができる知識や経験を有する人材を定期的に学校へ配置することなどを検討していく必要があります。
- ◆ 児童生徒へのきめ細やかな学習支援や相談をさらに充実させて、学校における教育活動に対する支援体制の充実を図ることが求められています。また、自然教室における宿泊体験学習を通じた児童の育成を行う必要があります。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加していることや、通常の学級においても発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍していることから、障害の有無に関わらず、すべての児童生徒を対象として、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことが必要です。
- ◆ 社会の大きな変化は、子どもたちを取り巻く環境や心にも大きな影響を及ぼします。校内支援体制の整備・充実や専門機関との連携など、子どもへの支援を充実させる必要があります。
- ◆ 不登校児童生徒の社会的自立や既卒者の学び直しなどのために、多様な学びの場を整備することが

求められています。

- ◆ 海外帰国児童生徒や外国人児童生徒など、外国文化を背景に持つ児童生徒は増加しており、実態の多様化（文化的な背景、海外での教育歴、家庭環境、特別な教育的ニーズを抱える等）や学校生活への不安に対応するため、受け入れ体制の整備などの取組の充実が求められています。
- ◆ すべての保護者へ就学援助制度について周知し、就学援助費の申請漏れを防ぐ必要があるとともに、申請に対して適切かつ遅滞なく認定・支給するため就学事務を円滑に実施することが求められています。
- ◆ 奨学金は学校を通じて申請しており、学校と協力しながら迅速に事務を処理する必要があります。また、意欲のある生徒等が安心して教育を受けられるよう、継続して実施していくことが重要です。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 近年、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害の発生等、子どもたちの安全を脅かす事案が後を絶たないことから、児童生徒の安全対策に関する取組を継続していくことが求められています。
- ◆ 交通安全を推進していくためには、より多くの市民の方々の意識向上策が必要です。特に幼児の身近にいる保護者が子どもたちの手本となるため、交通安全の重要性について再認識してもらうなど、成人層に対する取組を工夫する必要があります。

【計画期間における方向性】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ 「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもたちに、社会で自立して生きていくための能力や態度、共生・協働の精神を育みます。
- ◆ 一人ひとりのつまづきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
- ◆ 本市では、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤として位置づけて推進しており、今後も、これまでの取組を継続していきます。
- ◆ 多文化共生教育を推進していくため、今後も引き続き、民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣するとともに、外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換や各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換を推進していきます。
- ◆ 自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を促進します。
- ◆ 小中9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実を図ります。
- ◆ 情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育むなど、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」（平成29（2017）年3月策定）に基づく取組を推進します。
- ◆ 保護者や教職員ではないが、気軽に相談したり、勉強を教えてもらえたり、進路についてのアドバ

イスがもらえる、身近にいて信頼できる外部人材を配置するなど、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の充実を図っていきます。

- ◆ 教育活動サポーターの継続配置により学校におけるきめ細やかな指導を支援するとともに、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。
- ◆ 「かわさき共生＊共育プログラム」を継続実施するとともに、各校の推進担当者に向けての研修会や、効果を検証するためのアンケートである「効果測定」を活用して児童生徒指導の充実を図ります。
- ◆ 各学校において児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、様々な教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。
- ◆ 「ゆうゆう広場」での体験活動など様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ◆ 日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるとともに、初期の日本語指導や中学3年生への学習支援等の充実を図るなど、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進します。
- ◆ 就学援助費について、すべての保護者に対して申請意思の確認を行い、援助を必要とする家庭に対して確実な支給を継続するとともに、事務の円滑化・効率化を実施します。
- ◆ 奨学金の制度については、社会環境の変化を注視しながら必要に応じて制度の見直しを検討し、引き続き適正な支給・貸付を行います。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 登下校時の児童生徒の安全を確保するために、スクールガード・リーダーを継続配置していくとともに、地域交通安全員の適正な配置を行うとともに、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善を推進します。また、防災教育として、学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進などを図ります。
- ◆ 園児・児童だけでなく、あらゆる世代を対象にした交通安全教室やキャンペーン等の啓発活動等を継続的にを行い、交通安全意識を高めることで、一人ひとりが交通ルールやマナーを遵守し、交通事故の防止につなげます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】 (市学習状況調査)	90.9% (平成 29 (2017) 年度)	93.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	市立校の対象学年全児童の平均値 (小学校 5 年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値)
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中2】 (市学習状況調査)	77.2% (平成 29 (2017) 年度)	80.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	市立校の対象学年全生徒の平均値 (中学校 2 年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値)
支援の必要な児童※の課題改善率 (小学校) (教育委員会事務局調べ) ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	94.6% (平成 29 (2017) 年度)	96.0%以上 (平成 33 (2021) 年度)	課題が解消・改善した児童数 / 全小学校が把握した支援が必要な児童数×100 (%)
児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会事務局調べ)	28件 (平成 24 (2012) ~ 28(2016)年の平均)	25件以下 (平成 29 (2017) ~ 33(2021)年の平均)	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計 (直近5年間の平均値)

具体的な事業

- (1)キャリア在り方生き方教育推進事業 (2)きめ細やかな指導推進事業 (3)人権尊重教育推進事業
(4)多文化共生教育推進事業 (5)健康教育推進事業 (6)健康給食推進事業
(7)教育の情報化推進事業 (8)魅力ある高校教育の推進事業 (9)学校教育活動支援事業
(10)特別支援教育推進事業 (11)共生・共育推進事業 (12)児童生徒支援・相談事業
(13)教育機会確保推進事業 (14)海外帰国・外国人児童生徒相談事業 (15)就学等支援事業
(16)学校安全推進事業 (17)交通安全推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	キャリア在り方生き方 教育推進事業 (教育委員会事務局：教育改革推進担当)	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、手引きの配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進します。 ◦キャリア在り方生き方教育の実施 【現状】キャリア在り方生き方教育の全校実施 【H30(2018)以降】各校における取組の実施 ◦多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 【H30(2018)】教職員の理解を深める研修の実施 【H31(2019)以降】研修の実施及び校務用のネットワークを活用した実践の周知	

②「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進

教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて、全校での取組を支援していきます。高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」を作成・配布し、学校での活用を支援していきます。

【現状】小・中学校への配布・活用

【H30(2018)】高等学校用ノート試作版の作成

【H31(2019)】高等学校用ノートの作成・配布

【H32(2020)】活用推進

【H33(2021)】活用推進及び小・中学校用ノートの見直し検討

③広報等による保護者等への理解促進

啓発リーフレット等を活用して、家庭・地域との連携を意識した推進を図ります。

【現状】リーフレットの作成及び配布

【H30(2018)以降】リーフレット配布等による広報実施



キャリア在り方生き方ノートを活用した授業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	きめ細やかな指導推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進</p> <p>習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究・実践を進めます。</p> <p>◦小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実</p> <p>【現状】3年間（H26(2014)～H28(2016)）の研究の総括</p> <p>【H30(2018)以降】研究の成果を活かした取組の実施</p> <p>◦手引き等を活用した取組の実施</p> <p>【現状】「きめ細やかな指導実践編」の作成及び活用</p> <p>【H30(2018)以降】「実践編」の冊子を活用した取組の実施</p> <p>②少人数指導・少人数学級等の推進</p> <p>小学校2年生以上の1学級あたり35人を超える学校において、研究指定制度を活用した少人数学</p>	

	<p>級を実施します。また、少人数指導等のための教員を学級担任にあてて少人数学級を実施した学校に対して、非常勤講師を配置し、習熟の程度に応じた学習や課題別学習等の少人数指導を推進します。</p> <p>【現状】学校の実情に応じた取組の実施</p> <p>【H30(2018)以降】学校の実情に応じた取組の充実</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p>人権尊重教育推進事業 (教育委員会事務局：人権・共生教育担当)</p>	<p>子どもたちの人権感覚や、人権意識の向上を図ります。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p>①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施</p> <p>会議での情報交換等を通して人権尊重教育についての意識の向上を図ります。</p> <p>【現状】人権尊重教育推進会議の実施</p> <p>【H30(2018)以降】人権尊重教育推進会議の継続実施</p> <p>開催回数：現状（H29(2017)）2回⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p>	
	<p>②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施</p> <p>管理職及び教職員、人権推進担当者、PTAを対象とした研修の実施や、研究校への研究支援を通して教職員の意識の向上を図ります。</p> <p>【現状】研修等の実施</p> <p>【H30(2018)以降】研修等の継続実施</p> <p>研修参加者数：現状（H28(2016)）2,437人⇒（H33(2021)）2,450人</p>	
	<p>③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用</p> <p>児童生徒の発達段階に応じて子どもの権利学習に関する資料等を作成し配布します。</p> <p>【現状】作成及び配布</p> <p>【H30(2018)以降】補助教材の作成及び配布</p>	
<p>④子どもの権利学習派遣事業の実施</p> <p>子どもたちが暴力や権利侵害から自分を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小中学校で実施します。</p> <p>【現状】派遣事業の実施</p> <p>【H30(2018)以降】派遣事業の継続実施</p> <p>派遣学級数：現状（H29(2017)）104学級⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局：人権・共生教育担当)	子どもたちの異文化理解と相互尊重を目指した学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣 講師の派遣を通じて子どもたちの異文化理解の促進を図ります。 【現状】派遣事業の実施 【H30(2018)以降】派遣事業の継続実施 派遣校数：現状（H29(2017)）51校 151人⇒（H33(2021)）53校 157人	
②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 外国人教育推進連絡会議での情報交換を通じて教職員の意識の向上を図ります。 【現状】情報交換の実施 【H30(2018)以降】外国人教育推進連絡会議の開催		
③各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 実践事例報告会での情報交換を通じて教職員の意識の向上を図ります。 【現状】実践事例報告会の開催 【H30(2018)以降】実践事例報告会の開催による情報交換の実施		
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	健康教育推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)	健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。 【現状】保健の授業等で実施 薬物乱用防止教室実施数：現状（H29(2017)）61校 【H30(2018)以降】健康教育の継続的な実施	
②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応を図るため、養護教諭等を対象とした研修を実施します。 【現状】食物アレルギー研修の実施 【H30(2018)以降】養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施		
③学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 学校保健安全法に基づき、学校における各種健康診断を着実に実施します。		

	<p>【現状】健康診断の適正な実施 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p>④スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 個別の対応が求められる子どもへの対応等について、指導・助言を行うスクールヘルスリーダーを派遣します。 【現状】若手養護教諭の養成・支援のための派遣の実施 【H30(2018)以降】若手養護教諭の養成・支援のための派遣の継続実施 <u>派遣数：現状（H29(2017)）4名⇒（H33(2021)）6名</u></p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>健康給食推進事業 (教育委員会事務局：健康給食推進室)</p>	<p>児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
(6)		<p>①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 将来を担う子どもたちが、生涯「健康」な生活を営むために、「健康給食」をコンセプトとして、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立を提供します。 <u>。食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供</u> 【現状】給食提供 【H30(2018)以降】継続実施 <u>。JA セレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用</u> 【現状】「かわさきそだち」を使用した給食提供 【H30(2018)以降】継続実施 <u>。 (株) タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの推進</u> 【現状】健康プログラムの検討 【H30(2018)以降】健康プログラムの実施</p> <p>②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進を図ります。 【現状】あり方の検討 【H30(2018)】 ・学校給食を活用した更なる食育の充実（H31(2019)以降継続） ・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂に向けた取組の実施 【H31(2019)】学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂・配布</p> <p>③中学校完全給食の円滑な実施 中学校完全給食の全校実施後、円滑な実施のための業務モニタリングを適切に実施します。 【現状】センター方式48校、自校方式2校、小中合築校方式2校（全校実施） 【H30(2018)以降】 ・中学校全52校における円滑な給食運営 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施</p>

④小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進

小学校や特別支援学校において児童の発達の段階に応じた給食の充実に向けての取組を推進します。

◦ 老朽機器の計画的更新

【現状】更新の実施

【H30(2018)以降】継続実施

◦ 献立の充実にに向けた取組

【現状】給食費改定に向けた検討

【H30(2018)】献立の充実にに向けた給食費の改定

◦ 給食調理業務の委託化の実施

【現状】退職動向に合わせた委託化の実施

【H30(2018)以降】継続実施

⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援

学校給食会が行う学校給食用物資の調達や学校給食費の管理に関する事業等に対する運営支援を行います。

【現状】補助金支給による運営支援

【H30(2018)以降】補助金支給による運営支援の継続実施

⑥給食費管理等についての調査・研究

給食費の管理等に関する調査・研究を行い、その結果を踏まえた取組を検討します。

【現状】国や他都市の動向の調査

【H30(2018)】調査・研究の実施

【H31(2019)】調査・研究の結果を踏まえた取組の検討

【H32(2020)以降】調査・研究の結果を踏まえた取組の実施



「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	教育の情報化推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進	計画に基づき児童生徒の情報に関する資質・能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援す

るために必要な環境整備を踏まえ、教育の情報化を推進します。

【現状】計画策定
【H30(2018)】計画に基づく取組の実施（H31(2019)以降継続）
【H33(2021)】次期計画の策定

②児童生徒の情報活用能力の育成の推進
情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育てていくとともに、プログラミング教育などの新たな取組も含め、情報活用能力育成のための学習活動の推進を図ります。

◦情報化推進モデル校を活用した取組の実施
【現状】モデル校の指定
【H30(2018)】モデル校による研究
【H31(2019)以降】研究成果を活かした取組の実施

③タブレット型 PC 等を活用した教員の ICT 機器の活用能力の向上及び授業における活用推進
教員の指導力向上に向けた ICT の活用能力を育成するための研修の充実などに取り組みます。

【現状】ICT 機器の更新・整備
【H30(2018)以降】機器の更新・整備及び活用

④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進
教員の業務の効率化につながるよう、新校務支援システムの開発と効果的な運用を進め、教育の質的改善を図ります。

◦新システム移行に向けた取組
【現状】移行に向けた検討
【H30(2018)】設計
【H31(2019)】開発・仮稼働
【H32(2020)以降】本稼働

⑤情報システムのネットワーク環境のあり方の検討及び効率化の取組の推進
学校業務の効率化に向け、情報システムのネットワークや機器のあり方を検討し、検討結果に基づく取組を推進します。

【H30(2018)】ネットワーク環境のあり方の検討
【H31(2019)以降】検討結果に基づく取組の推進

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	魅力ある高校教育の推進事業 (教育委員会事務局：指導課)	「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、各校が、魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教	

育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現を目指します。

【現状】

- ・第1次計画の検証・評価
- ・幸高校全日制普通科の開設
- ・定時制課程の再編完了

【H30(2018)】第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討

【H31(2019)】第2次計画の策定

【H32(2020)以降】計画に基づく取組の実施

用語説明	市立高等学校改革推進計画
「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19(2007)年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校（現・幸高等学校）に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。	

②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施

川崎市立高等学校が持つ専門的な知識・技術・設備等の教育機能を広く地域に開放することで、高校に対する地域住民の理解と交流を深めます。

【現状】開放講座等の実施

【H30(2018)以降】開放講座等の継続実施

講座実施数：現状（H29(2017)）10回⇒（H33(2021)）10回程度

③定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施

定時制生徒の将来の自立に向け、モデル事業の推進と検証を行い、各学校の実情に応じた学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。

【現状】2校（川崎、高津）で実施

【H30(2018)以降】相談・支援の実施

④川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進

川崎高校及び同附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。

【現状】中高一貫教育の推進

【H30(2018)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	学校教育活動支援事業 (教育委員会事務局：指導課)	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細やかな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。
	計画期間中の主な取組	
	①教育活動サポーターの配置 児童生徒への学習支援・相談の充実のために教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置	

	<p>し、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。</p> <p>【現状】教育活動サポーターの配置 【H30(2018)以降】配置の継続</p> <p>②小・中・特別支援学校における自然教室の実施（ハヶ岳少年自然の家等） 豊かな自然環境での宿泊体験学習を通じて心身ともにたくましい児童生徒の育成を図ります。</p> <p>【現状】自然教室の実施 【H30(2018)以降】自然教室の継続実施</p>				
No	事務事業名(所管課)	事業概要			
10)	<p>特別支援教育推進事業 (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。</p>			
	<p>計画期間中の主な取組</p>				
	<p>①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の拡充により、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援と小・中学校の通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援が充実するように、学校の支援体制を強化します。</p> <p>【現状】特別支援学校と情緒関連通級への担当教員の配置 【H30(2018)】言語通級への担当教員の追加配置 【H31(2019)以降】小・中学校への支援の実施</p>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0070c0; color: white;">用語説明</th> <th style="background-color: #0070c0; color: white;">通級指導教室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <p>小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室です。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		用語説明	通級指導教室	<p>小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室です。</p>
用語説明	通級指導教室				
<p>小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室です。</p>					
<p>②小・中学校通級指導教室の運営 小・中学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対し、設置校において困難さの改善に向けたきめ細やかな指導を行います。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置 <p>【H30(2018)以降】国等の動向を見据えながらの運営改善の検討</p>					
<p>③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 個別の指導計画の作成及びサポートノート（個別の教育支援計画）を活用した適切な引継ぎの実施を行うことで、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一貫して的確な教育的支援を行います。</p> <p>【現状】計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ 【H30(2018)以降】継続実施</p>					
<p>④特別支援教育研修の実施による専門性の向上</p>					

特別支援学校や特別支援学級において児童生徒が増加しているとともに障害の重度重複化、多様化が進んでいることから、研修の開催等を通じて教職員の専門性の向上を図ります。

・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施

【現状】必修研修及び希望研修の実施

【H30(2018)以降】研修の継続実施

⑤医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

市立小・中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師の訪問などにより、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

【現状】看護師の派遣による支援の実施

看護師派遣回数：現状（H29(2017)）週2回

【H30(2018)以降】児童生徒の状況に応じた支援の実施

用語説明	医療的ケア
医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たん吸引等の医療行為	

⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施

長期入院等児童生徒に対して、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行います。

【現状】こども心理ケアセンターへの小・中学校分教室の設置

【H30(2018)以降】長期入院・入院児童生徒への指導者配置

⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置

市立学校において教員の補佐として、特別支援教育サポーターを配置し、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行います。

【現状】小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置

配置回数：現状（H28(2016)）20,887回

【H30(2018)以降】継続実施

⑧児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進

障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、様々な人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、全小・中学区で交流及び共同学習を推進します。

【現状】児童生徒の実態に応じて各校で実施

実施校数：現状（H29(2017)）164校

【H30(2018)以降】継続実施

⑨一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進

特別な教育的支援を必要とする次年度就学児及び学齢児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談等を行い、学校における一貫した教育支援の充実を図ります。

・教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備

【現状】教育支援会議の設置

【H30(2018)以降】相談・支援の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	共生・共育推進事業 (教育委員会事務局：教育改革推進担当)	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を 実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プ ログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実 を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①各学校における年間6時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 体験を通して自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なスキルを育てるかわさき共生＊共育プログラムを実施します。 <u>。担当者研修の実施</u> 【現状】年2回実施 【H30(2018)以降】継続実施 <u>。研究協力校での効果測定・検証</u> 【現状】効果測定・検証 【H30(2018)以降】継続実施 <u>。エクササイズ集を活用した取組の実施</u> 【現状】エクササイズ集の改訂・配布 【H30(2018)以降】新エクササイズに対応した職員研修の充実	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(12)	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	①児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を合わせ持った児童支援コーディネーターが中心となり、校内のすべての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を行います。 【現状】コーディネーターの専任化完了 【H30(2018)以降】スキルアップに向けた研修の実施 ②スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケアなどを行います。 <u>。スクールカウンセラーの配置</u> 【現状】全中学校への配置	

	<p>【H30(2018)以降】継続実施 ・学校巡回カウンセラーの派遣 【現状】全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p>③スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもが置かれている状況に応じた支援 いじめ・不登校、児童虐待など様々な諸問題の解決に向け、子どもに影響を及ぼしている環境の改善を図るため、各区にスクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的知識・技術を用いて相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 【現状】川崎区2名、その他の区は1名の配置 【H30(2018)以降】スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化</p> <p>④多様な相談機能の提供 各種の相談等に対応するため多様な相談機能を提供するとともに、不登校の児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供を行います。 【現状】 ・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供 【H30(2018)以降】多様な相談機能による相談支援の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(13)	<p>教育機会確保推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 適応指導教室における小集団による体験活動・学習活動等を通して不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援します。 【現状】市内6か所の運営 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p>②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 適応指導教室の諸活動において、教育や心理に関心のある大学生・大学院生をメンタルフレンドとして配置し、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を図ります。 【現状】募集及び配置（20名程度） メンタルフレンド配置：現状（H28(2016)）12人 【H30(2018)以降】継続実施</p>	

	<p>③既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営</p> <p>中学校を卒業していない人、または、様々な理由により、十分に学べなかった人への学び直しの機会を提供するため夜間学級を運営します。</p> <p>【現状】西中原中学校夜間学級の運営</p> <p>生徒の編入数：現状（H28(2016)）11人</p> <p>【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級の運営の継続実施 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(14)	<p>海外帰国・外国人児童生徒相談事業</p> <p>(教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p>①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施</p> <p>川崎市総合教育センターで海外帰国・外国人児童生徒の編入学・日本語指導・学校生活適応など総合的な教育相談を行います。</p> <p>【現状】教育相談実施</p> <p>教育相談実施数：現状（H28(2016)）221件</p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p>	
	<p>②日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実</p> <p>増加する外国人児童生徒への支援を保障するため、初期の日本語指導と中学校3年生の学習支援を実施します。</p> <p>◦日本語指導等協力者及び中学校への学習支援員の派遣</p> <p>【現状】派遣の実施</p> <p>支援実施児童生徒数：現状（H28(2016)）295人</p> <p>【H30(2018)以降】派遣の継続実施</p>	
<p>③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施</p> <p>帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会等で、帰国・外国人児童生徒の日本語指導及び受け入れ体制の整備、充実に向けた検討等を行います。</p> <p>【現状】研修会及び協議会の実施</p> <p>研修会開催回数：現状（H29(2017)）2回</p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p>		
<p>④日本語指導のための特別の教育課程の実施</p> <p>海外帰国・外国人児童生徒に対するよりきめ細やかな支援の必要性があることから、特別の教育課程を実施します。</p> <p>【現状】国際教室（日本語教室）における実施</p>		

	【H30(2018)】 ・国際教室における継続実施（H31(2019)以降継続） ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討 【H31(2019)以降】全小・中・特別支援学校での実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
15)	就学等支援事業 (教育委員会事務局：学事課)	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、 経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適 正に執行します。
	計画期間中の主な取組	
	①全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。 ・ <u>新入学児童生徒学用品費の入学前支給</u> 【現状】実施検討及び新中学1年生（H30（2018）年度入学）への実施 【H30(2018)以降】中学生への継続実施及び新小学1年生(H31(2019)年度入学)への実施 ・ <u>システム化による事務処理効率化</u> 【現状】実施検討 【H30(2018)】システムの構築及び制度改正の実施 【H31(2019)以降】効率化の実施	
	②特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、障害のある児童生徒等の保護者 等の経済的負担の能力に応じて必要な援助を行います。 【現状】円滑な支給 【H30(2018)以降】継続実施	
	③就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 就学事務システムを利用した事務の円滑化・効率化を行います。 【現状】就学事務の実施 【H30(2018)以降】継続実施	
④高等学校奨学金の支給による支援 高等学校等に進学・在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高 校生に対し、奨学金の支給を実施します。 【現状】円滑な支給 【H30(2018)以降】継続実施		
⑤大学奨学金の貸付の実施 大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な大学生に対し、 奨学金の貸与を実施します。 【現状】貸付の実施及び制度のあり方の検討 【H30(2018)以降】継続実施		

No	事務事業名(所管課)	事業概要				
(16)	<p align="center">学校安全推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)</p>	<p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む学校防災教育研究推進校のほか、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。</p>				
	計画期間中の主な取組					
	<p>①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置 スクールガード・リーダーを配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援します。 【現状】スクールガード・リーダーの配置 【H30(2018)以降】スクールガード・リーダーの継続配置 配置数：現状（H29(2017)）20人⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p> <table border="1" data-bbox="331 869 1337 981"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">用語説明</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">スクールガード・リーダー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家</td> </tr> </tbody> </table> <p>②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行います。 【現状】適正な配置 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p>③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 通学路の危険か所を点検し改善が必要な際に、関係機関と連携しながら安全対策を進めます。 【現状】 ・通学路安全対策会議の運営 ・危険か所の改善 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p>④学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進 学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。 【現状】平成28（2016）年度までに全校一巡 【H30(2018)以降】研究及び成果を活かした防災教育の実施 指定校数：現状（H29(2017)）4校⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p>		用語説明	スクールガード・リーダー	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家	
	用語説明	スクールガード・リーダー				
子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家						

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(17)	交通安全推進事業 <small>(市民文化局：地域安全推進課)</small>	交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現を目指した活動を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し、各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等を実施します。 【現状】各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーンなど啓発活動の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p>②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催 幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚とマナーの向上を図ります。 【現状】幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各年齢段階での交通安全教室・講話の実施 【H30(2018)以降】継続実施 開催数：現状（H28(2016)）年475回⇒（H33(2021)）490回以上</p> <p>③児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施 子どもの登下校時における安全を確保するため、小学校を中心とした半径500mのスクールゾーン内に路面標示、電柱巻付標示を設置し、交通事故の防止を図ります。 ・「スクールゾーン」・「文」の路面標示の補修・新設 【現状】「スクールゾーン」・「文」の路面標示の補修・新設 【H30(2018)以降】「スクールゾーン」・「文」の路面標示の補修・新設の継続 路面標示補助・新設件数：現状（H28(2016)）50件⇒（H30(2018)以降）同規模継続 ・通学路の電柱巻付表示の設置 【現状】通学路の電柱巻付表示の設置 【H30(2018)以降】通学路の電柱巻付表示の設置の継続 電柱巻付表示設置件数：現状（H28(2016)）巻付表示822件⇒（H33(2021)）1,500件</p>	